

年度別	問番号	分野	区分	問	答	出典等
H29	1	経営組織	理事会の招集手続きの省略	理事会を開催する際には、理事に対し1週間以上前に招集通知を发出する必要がある。評議員会で新役員を選任し、同日に理事長を選任する理事会を開催する場合、招集手続きをどのようにすればよいのか。	評議員会で新役員を選任し、同日に理事長を選任する理事会を開催する場合、「招集の手続きの省略」を行う必要がある。「招集の手続きの省略」は、理事及び監事の全員の同意が必要であるため、同意を得たことが分かる同意書の作成や議事録へ記載することが適当である。	
H29	2	経営組織	評議員会の決議の省略を行う際の理事会の決議	評議員会の決議の省略を行う際には、理事会における「評議員会の招集事項の決議」は必要であるか。	評議員会の決議の省略を行う場合にも、評議員会への提案事項等を理事全員が把握することは適正な法人運営に資する上で必要であることから、理事会における「評議員会の招集事項の決議」を行うことが適当である。	
H29	3	経営組織	評議員会の議事録署名	定款例第14条において「出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。」とされている一方で、法務省民商第29号通知において「議事録には、出席した評議員等の署名又は記名押印を要しない。」とされている。どちらを適用すればよいのか。	定款例については、法令上の根拠となるものではないが、法人の定款に議事録署名人の規定があれば、法人は定款に従う必要がある。法務省の通知については、法令の規定の内容を記載するものとする。	
H29	4	経営組織	常勤役員の「常勤」の範囲	常勤役員の「常勤」の範囲はどのくらいか。	通常は「職員と同じ範囲」であるが、それぞれの法人において判断する必要がある。	
H29	5	事業管理	社会福祉法人における契約締結	社会福祉法改正により、社会福祉法人の対外的な代表権は理事長のみに限られ、この権限は他に委任できないとされている。この時、法人が行う契約における契約者の記載は全て理事長名にする必要があるのか。それとも施設長名等でもよいのか。	法人を代表する権限は理事長のみにあるとされていることから、対外的な契約書の作成は理事長名で行うことが適当である。施設長名で契約を行うことは法人の判断によるが、対外的な代表権は理事長のみであること、事務決裁規程等で責任の範囲を明確にすることに留意する必要がある。	
H29	6	事業管理	緊急時の予算措置に係る理事長等による専決権の限定的行使	災害発生や利用者の安全確保等の緊急的な予算措置が求められる場合、理事会での補正予算の議決を得ることなく、理事長等による専決権を行使することができるか。	基本的には法人の規程に従うことになるので、緊急の場合の専決権について、法人として規定することが望ましい。	
H29	7	経営組織	特殊関係にある者の範囲に規定している「同一の団体」	同一の団体の範囲は、同じ団体に所属している者に限定するべきか。または同職種等の別団体の場合も同一の団体としてよいのか。	「同一の団体」は法人格のないものも同義である。そのため、同職種（～福祉士会、医師会のようなもの）であれば、同一の考えもあり得るが、別団体は同一団体とは言えない。	
H29	8	事業管理	「奨学金事業」に係る事業種別	社会福祉法人が、経済的な理由により就学が困難な学生を対象として学費を貸し出す「奨学金」事業を実施する場合、「公益事業」「収益事業」のどちらに該当するのか。	多くの収益を出さない前提であれば公益事業として考えることができる。有利子で、余剰を社会福祉事業や公益事業に充当することを目的とするならば収益事業として考えることができる。	
H29	9	事業管理	社会福祉法人による事業所の買い取り	株式会社やNPO法人が経営している事業所を、事業拡大等を理由に社会福祉法人が買い取るケースがある。どのような点に注意すべきか。	社会福祉法人が損害を受けることのないように行う必要がある。手続きや経営に問題がないか、適正な対価をもって行っているか、特別な利益供与になっていないか、などに注意する。	
H29	10	会計	補正予算を編成することを要しない軽微な範囲の範囲	年度途中において予算との乖離が見込まれる場合には、原則補正予算を編成する必要がある。一方で、乖離額等が軽微である場合には、補正予算を編成することを要しないとされているが、軽微である範囲はどのくらいか。	法令上は具体的な範囲を規定しておらず、法人の考えにより判断する必要がある。	
H29	11	会計	事業報告の附属明細書	毎会計年度終了後3月以内に所轄庁へ届出する現況報告書等の書類に「事業報告の附属明細書」があるが、提出は必須か。	「事業報告の附属明細書」の作成は必須である。特に記載する内容が無い場合、例えば「重要事項はありません」と記載し、作成することなどが考えられる。	
H29	12	会計	積立金・積立資産	満期保有目的の債権以外の有価証券を時価評価し積立資産を計上するときは、積立資産の額に合わせ積立金を計上すべきなのか。	資産が変動しただけで変更する必要はないと考える。	
H29	13	会計	積立金・積立資産	積立資産を専用口座である定期預金等で管理する場合、発生した利息が元金に乗せ(元利継続)になったときは、積立金及び積立資産の額を利息発生後の額に変更する必要があるのか。	金利がついた場合に積立資産の額を動かす必要はないが、利息分を新たに積み立てるということであれば変更する必要がある。	
H29	14	会計	その他の積立金の理事会決議	その他の積立金は、理事会で単独議案として決議する必要があるのか。それとも決算の承認時に積立の承認もあつたと理解してよいのか。	決算承認の決議でよい。	
H30	1	経営組織	社会福祉法人による海外事業に係る定款記載について	海外での老人ホーム運営についての定款記載に当たっては、国の通知(いわゆる「海外通知」)では、収益事業への記載として例示されているが、海外からの介護技能実習生の受け入れを実施し、『実習生が本国に帰った後に就労する場を設けるために現地で介護施設を運営する』等の人材育成事業として実施する場合は公益事業として認められるのか。また今後、当該通知が改正される見込みの有無と海外で老人ホームを運営することとした理由如何によっては公益事業としての記載が認められることとなるのか。	平成30年7月2日付福祉基盤課長通知(いわゆる「海外通知」)によれば、公益事業として認められているものについては認められる。公益事業がメインで収益事業が付随的に少くあるという場合、全体として公益事業として判断することは可能性としてゼロではないが、一般的に海外で老人ホームを運営することは基本的に収益事業扱いとなる。海外通知の改正は、具体的に検討している事実はない。	
H30	2	経営組織	任期の満了又は辞任した評議員及び役員の権利義務について	任期の満了又は辞任により欠員の場合、退任した評議員(役員)が、新たに選任された評議員(役員)が就任するまでなお評議員(役員)としての有する「権利義務」の考え方について①具体的には議決数に含めるのか。また、招集通知等を发出する必要があるか。②同時に2人辞任した場合は、「権利義務を有する」者に優先順位はあるか。③評議員(役員)に対して、任期の満了時又は辞任の申出等があつた時に、「権利義務を有する」評議員(役員)である旨の告知等を行う必要があるか。	①議決数に含め、招集通知は发出する必要がある。②優先順位をつけることはできない。2人とも権利義務を有する。③法令上、手続きに定めはないが、欠員が解消されるまで権利義務は有している。この事実を退任者に伝えておくとともに、欠員が解消された場合その旨を知らせることが望ましい。	
H30	3	経営組織	評議員会の招集に係る理事会の決議の不備等がある場合の定款変更について	定款変更の議案に係る評議員会を招集する理事会の決議について、決議の承認要件を満たしていない若しくは決議をしていない場合、定款の変更は認可されるのか。	定款変更の手続きに明らかな瑕疵が確認された場合は、認可できないこともあり、その場合は適法な手続きを踏んだうえで申請することとなる。	
H30	4	経営組織	理事の競争及び利益相反取引について	法人の契約行為において、競争及び利益相反取引にあたる場合は理事会への事前承認と事後報告が義務付けられているが、競争及び利益相反取引の手続きとして理事会への承認と報告がなされていれば、「特別の利益供与」に当たらないことになるか。	理事会の決議を経たとしても、内容によっては特別の利益供与に該当する可能性はある。法人として、対外的に第三者に特別の利益供与に当たらない妥当な範囲内であることを説明できるかどうかで判断されることとなる。	
H30	5	会計	会計帳簿の電磁的記録について	社会福祉法人会計基準第3条第2項に明記されている会計帳簿の電磁的記録により作成された帳簿や証憑を保存する場合、改ざん防止機能等の仕様を満たす会計システムの基準は定められているか。	具体的に定めた基準を示すこと難しい。参考になるのは、税法上の電子帳簿に関する「電子帳簿保存法」で規定する次の要件。・入力・訂正・削除の履歴の確認ができること。・帳簿相互の関連性が証明できる。・システム関係書類を備え付けておくこと。(システム概要書、仕様書、操作説明書等)・保存場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、記録事項を画面、書面に明瞭に速やかに出力できること。・取引年月日、勘定科目、金額等を帳簿の種類や記録項目に応じて検索できること。等社会福祉法人の場合どこまで厳格にやるかの問題はありますが、専用のシステムは必要になる。	
H30	6	事業管理	「地域における公益的な取組」について	次の場合に「地域における公益的な取組」に該当するか。1 公費負担(補助金や委託費等)を受け、(1)法人が現に保有する資産や職員の活用にかかる費用を除く、全ての費用を当該公費負担でまかなって実施している場合(2) 公費負担でまかなえない費用の全部を利用者から徴収して実施している場合(3) 公費負担でまかなえない費用の一部又は全部を法人からの持出しで実施している場合	(1)法人が所有している人員や資産を活用して実質的に法人が負担していると言えるのであれば、無料、低額の要件は満たされる。(2)利用者からの徴収によって、法人に利益が出ている場合を除き、(1)の公費負担分を公費と利用者負担で賄い、(1)での法人負担を行っているのであれば、無料、低額要件を満たされる。(3)無料低額要件は満たされる。	
				2 公費負担はないが、自治体からの要請を受け、(1)費用の全部を利用者から徴収して実施している場合(2)費用の一部又は全部を法人からの持出しで実施している場合	(1) 上記1(2)と同じ (2) 上記1(3)と同じ	
				3 公費負担及び自治体からの要請を受けず、自主事業として、(1)利用者から費用の全額を徴収して実施している場合(2)費用の一部又は全部を法人からの持出しで実施している場合	(1) 上記1(2)及び2(1)と同じ (2) 上記1(3)及び2(2)と同じ	

年度別	問番号	分野	区分	問	答	出典等
H30	7	経営組織	監事の親族等特殊関係人	法人が運営している施設の職員の配偶者を監事に選任した場合、理事の選任と同じ親族等特殊関係に該当しないものとして取り扱ってよいか。	監事が法人の施設職員である場合、法律上の特殊関係には該当しない。監事の配偶者である職員が、例えば事務局長や施設長など法人や施設運営において重要な役割を有しているその職務内容が、監事監査を受けるべき立場の場合には、監査の公平性・客観性に疑念を抱かれないように交替することが望ましい。	
H30	8	事業管理	基本財産の担保提供の承認申請について	保育所利用者の送迎用の駐車場用地を購入するため、当該購入予定用地に担保設定する場合、基本財産の担保提供の承認申請が必要であるか。また、そもそも当該用地を基本財産とすべきか。	基本財産とすべき物件は、基本的には施設の最低基準の必須の物件であり、その他については法人が基本財産とするか否かを判断することになる。駐車場用地を法人が必須の物件であると判断すれば基本財産、そうでなければその他財産となる。基本財産でなければ所轄庁の担保提供承認は不要である。	
H30	9	事業管理	社会福祉充実計画の変更について	社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要するのは「計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合」、届出を要するのは「計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合」であるが、この「計画上の事業費」とは、承認を受けた計画の「単年度ごとの事業費」か、「5カ年度の総事業費」か。	計画の各年度の事業費である。	
H30	10	経営組織	理事長および業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告について	定款例では理事長等は、「自己の職務の執行状況」を理事会に報告しなければならないが、自己の職務の執行状況とは、どのような範囲か。また、「特に報告するものがない」と報告することも報告したことになるのか。	報告を行うのは、理事長への牽制機能の中で理事長等の職務の執行状況を理事会が確認するという趣旨である。「報告するものがない」ということが、順調に行っていることであれば、「計画どおり行っている」、または「年度当初の事業計画に従って進行している」という趣旨の報告することが望ましい。	
H30	11	経営組織	理事長死亡の場合の代表権	理事長の死亡等で理事の定数に欠員が生じた場合、理事長のみ法人代表権があるので、速やかに理事長を選定することとなるが、定数に欠ける状態で理事会を開催し理事長を選定した議決は有効なのか。また、この場合で定足数に欠ける場合はどうか。	法人の代表権は理事長にしかなく、速やかに理事長を選定することになるが、定数に欠員がある場合でも、定足数を満たせば理事会を開催できるので、理事会を開催して理事長を選定することとなる。一方、理事長死亡により定足数を欠くこととなり、理事会を開催できない場合は、新たな理事を選定することが必要となる。	
H30	12	事業管理	基本財産である建物を一部改修又は増築した場合の当該部分の資産の区分	基本財産の建物と接続し一体化している浴室を改修し、建物床面積増の登記を行った場合、浴室改修部分について建物付属設備又は構築物としてその他財産とすることは適切か。また、基本財産の建物付属設備の改修を行った場合で面積等の変更がない場合は、どのような取り扱いが適切なのか。	浴室の改修部分が浴室から分離可能であれば、改修部分をその他財産とすることは可能であるが、そもそも改修は分離可能を想定していないことから、分離できない改修は基本財産となる。また、建物付属設備の改修について、改修部分が元の設備と分離できない場合には、元の設備の金額に追加するということになる。なお、通常はないことだが、分離できて元の設備だけでも通常施設として機能するような場合は、別の財産とすることも可能。	
R元	1	経営組織	次期評議員改選時(令和3年)のスケジュール	評議員改選の年の令和3年の定時評議員会より前に、評議員選任・解任委員会で新評議員の就任を成立させた場合、従前の評議員は令和3年の定時評議員会までの任期となっていることから、新評議員選任日から定時評議員会終了までは、新旧評議員が重複してしまう。次期評議員改選の評議員選任解任委員会は、定時評議員会の前と後のどちらに開催すべきなのか。	評議員選任・解任委員会で評議員任期の終結の時より前に評議員を選任した場合の任期の起算日は、予選されたものと解して取り扱うのが相当であるとしても選任決議をした時となる。なお、委員会の決議で選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点は、選任決議の時となる。就任承諾書の提出が選任の前後かどうかにかかわらず選任時から任期を計算することとなる。したがって、任期の重複を回避するためには、評議員選任・解任委員会は定時評議員会後の開催が適当である。一方、定時評議員会前に評議員選任・解任委員会を開催する場合、任期の開始日は選任日になるが、就任日は新任の評議員が承諾書を提出した日からになるので、就任期間は重ならないようにすること。なお、任期は選任日が開始日なので新旧で重なることになり、この点については適当とは言えない。	
R元	2	経営組織	次期評議員改選時(令和3年)のスケジュール	令和3年に次期役員改選と評議員改選が重なることから、現監事が評議員選任解任委員である場合、監事を重任しないことも想定される。この場合、定時評議員会(役員選任)→理事会(新役員により評議員選任解任委員となる監事を選任)→評議員選任解任委員会(評議員選任)の順序で開催することよいか。	評議員選任解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当であるとしている。定時評議員会の後、すなわち役員の改選後に評議員選任解任委員会を開催することになるので、役員の改選によって評議員選任解任委員会の委員でもある監事が退任した場合には、役員の改選後の新しい理事会の体制で後任の委員の選任を行った後、評議員選任解任委員会で次期評議員の選任を行うことになる。	平成28年11月11日付けの事務連絡 国のFAQ参照
R元	3	経営組織	次期評議員改選時(令和3年)のスケジュール	次期評議員にはならず、次期理事に選任される予定である現評議員について、定時評議員会での選任決議をもって理事の就任となることから、定時評議員会では評議員として、本人の理事選任直前まで議事に加わることが可能か。	役員の選任決議において、現評議員が役員候補者となっている場合は、自分を選任することになるため、決議に加わることは認められない。その他の議案において、特別の利害関係を有しない場合は議事に加わることは可能である。	
R元	4	経営組織	次期評議員改選時(令和3年)のスケジュール	標準的なスケジュールはどのようなものか。	定時評議員会での役員の選任が行われた後に理事会で評議員選任解任委員会の招集決議(必要ならば委員の選任)を行い、最後に評議員選任解任委員会で評議員を選任する流れになる。例:定時評議員会の後に理事会を開催し(同日開催も可能である)、理事会の後評議員選任解任委員会を開催する。(招集手続の省略などの定めがある場合は理事会と同日開催も可能)なお、定時評議員会の終了後、評議員選任解任委員会を後日に開いた場合は、任期に空白期間ができるが、その間は前任の評議員が、権利義務を承継することになる。	
R元	5	経営組織	招集通知の省略と役員等全員の同意	理事会や評議員会の招集通知を省略した場合、省略について役員等の全員の同意を書面等では行っていないが、口頭により同意を得た。必ず書面等で同意を得なければならないのか。	同意の方法は書面である必要はなく、口頭による同意も認められている。しかし、招集通知の意義を勘案すると次のことに十分留意することが必要である。評議員会の招集手続の省略は、評議員会の日時、場所議題等を特定して、評議員の同意を得なければならないが、理事会の招集手続の省略は、議題を特定せず、理事及び監事の同意を得ることでも可能である。このことから、評議員会の招集手続の省略について、招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。口頭により同意を得ていることを、時期や方法等について具体的に説明できるようにしておくことが求められるとともに、招集手続の瑕疵は決議の取消し原因にもなることから、メールの保存なども含め書面化しておくことが望ましい。	
R元	6	経営組織	特別の利害関係を有する理事(評議員)の確認	決議について理事(評議員)が特別の利害関係に該当しないことを理事(評議員)に口頭により確認したが、議事録を含め確認できる書類を残さなかった。この場合でも法人において特別の利害関係該当の有無について確認したと認められるものか。また、特別な利害関係について記載がない場合で、特別な利害関係人がいないと解釈、判断されるとする場合、特に問題ないということよいか。	議事録等に記載がなかった場合は、特別利害関係者がいなかったと判断せざるを得ない。特別の利害関係者の確認方法についても、後日の紛争を防止する観点から招集通知により、利害関係の有無について、届け出(申し出)を依頼するなど、確認した事実について書面で残すことが望ましい。	「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-2 「指導監査ガイドライン」I-6-(1)-2
R元	7	経営組織	評議員の補欠	役員等(理事・監事)はあらかじめ補欠者を選任しておくことが可能とのことだが、評議員についても、選任・解任委員会の承認をもって「あらかじめ補欠評議員を選任しておくこと」は可能なのか。	評議員の選任については法第39条に「評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の内から、定款で定めるところにより選任する」旨を定めているので、法人の定款及び評議員選任解任委員会運営規則等において評議員の補欠選任について規定した場合は補欠評議員を選任することは可能である。	
R元	8	事業管理	基本金の取り崩し	第2種社会福祉事業を行っている拠点(基本財産及びその取得にかかる基本金あり)で、第2種社会福祉事業を廃止し、収益事業に変更することとなった場合、基本財産から収益事業用財産に変更となるので、基本財産の処分承認は必要となるが、資産を売却したわけではないので、基本金の取り崩しは不要ということよいか。(この場合、決算において収益事業拠点に基本金が残ることになる。)	基本財産については、所轄庁の基本財産の処分承認が必要になる。基本金の取り崩しについては、(1)事業を廃止もしくは一部廃止、(2)かつ基本金組入れの対象となった資産が廃棄、または売却された場合に、当該事業に関して組み入れられた基本金を取り崩し、繰越活動増減差額に計上することとなる。したがって後半部分については、(2)の要件を満たさず、法人で当該資産を引き続き所有しているため、基本金は取り崩さないこととなる。なお、基本金とした当該寄付金が収益事業拠点になじむものか、使途制限が掛っていないかを確認すること。	「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」12

年度別	問番号	分野	区分	問	答	出典等
R元	9	事業管理	基本金の取り崩し	上記8のその後収益事業をやめ、基本金にかかる資産を売却することになった場合、その時点で基本金の取り崩しが必要となり、所轄庁との協議が必要となるか。この際的基本金の取り崩しについて、第1号～第3号基本金はすべて取り崩すという理解でよいか。	前段についてはそのとおりであるが、必ずしも全部の基本金を取り崩す必要がない場合もある。 当該収益事業に絡む部分の基本金を取り崩すことで足り、第1号から第3号の基本金すべてを取り崩すかどうかという点、必ずしもそうではない。 収益事業を廃止することで、当該拠点の事業がすべてなくなり、売却されるのであれば、すべて取り崩すことになる。	
R元	10	事業管理	社会福祉充実計画における実施期間	将来の建替のため積立をしてきた法人が、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から20年後に建替を行うことについて、明確な事業計画が定まっている場合であっても、5か年度又は10か年度の実施期間の社会福祉充実計画を策定することとなるのか。	5か年以内に費消する計画を策定することとなる。 社会福祉充実残高の算定に当たっては、施設の再取得に必要な金額が控除される。 サービスの向上に資しない既存建物の建て替えは、計画としては不可である。 充実計画については、充実残額が大きい場合でも通常、建て替えだとサービスの向上に資するものでなければならないので留意すること。 また、仮にサービス向上に資する計画とする場合でも、原則は5か年、例外的に10年として計画を立てること。 ただし、充実残額が余りに多額等の理由がある場合は、充実残額のおおむね2分の1以上を計画に使用していれば、全額最初の計画で使用しないことは可能である。	社会福祉充実計画 Q&A問55 充実残額の承認等の 通知、事務処理規程 の4の(5)
R元	11	会計	賞与引当金	「定期的に支給され、かつその支給額が確定しているものは、名称の如何にかかわらず、これを賞与とはみなさない」と労働基準法上は規定されている。給与規程で期末手当の額を決めている場合、支払い額が確定していると解釈すれば、賞与に当たらないので賞与引当金は計上しなくてよいか。	賞与引当金とは、従業員への賞与の支払いに備えて設定する引当金のことであり、支払い額が確定していないときに支給見込み額のうち、当期に帰属する分を計上するものである。 支給日が定められていて、当該支給日が到来していない場合は、支払いそのものが確定していないので、確定債務ではない。ゆえに、支給額が確定していると言えないので、賞与引当金に計上するということになる。 なお、確定債務の場合は、未払金に計上することになる。	
R3	1	—	社会福祉法人指導監査における提出資料の範囲	所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることは差し支えないとされているところ、PC画面のプリントアウトによる紙印刷出力物を含めてよいか。またソフトウェアの処理上プリントアウト機能が無い場合、PC画面をデジタル写真撮影し持ち帰ることを含めてよいか。また、書類の作成・提出をもとめるとともにPC画面上のデータを印刷提出あるいは撮影持ち帰りできるとしてよいか。	監査当日に閲覧等できるように、所轄庁と法人の間で事前に調整されたい。やむを得ず、監査当日に閲覧出来ないことや、所轄庁が書類を持ち帰って確認が必要となる場合、必ず法人の了承を得たうえで、提供可能な方法で当該書類の確認をされたい。	
R3	2	経営組織	理事長の報酬等の支給額(水準)の妥当性	社会福祉法第45条の3第1項の規定により、役員報酬等の支給民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないが、理事長の報酬等が「不当に高額」と考えられる場合、所轄庁としてどのような基準を示して指導を行うべきか伺いたい。	理事長の報酬等が「不当に高額」であると所轄庁が判断した根拠について、法人として説明責任を果たすことができるように、報酬額等について再度検討するよう指導されたい。	○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について(平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基礎課事務連絡)第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ○「指導監査ガイドライン」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。)1 法人運営8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬(2) 報酬等支給基準
R3	3	経営組織	「評議員選任・解任委員会」のみなし決議	「評議員選任・解任委員会」は法人の内部規程により運用するものではあるが、定款や運営細則等で定めることにより、「評議員選任・解任委員会」をみなし決議で行うことは可能か。	評議員選任・解任委員会に係る運営細則等にて、決議の省略について規定されている場合は、実施可能である。	
R3	4	経営組織	理事長(業務執行理事)の職務執行状況の報告	定款で「毎会計年度で4か月を超える間隔で2回以上報告しなければいけない。」と定めている法人が、6月、9月、12月、2月に報告をしている。各報告の間隔が4か月を超えていないことは、定款違反となるか。当該事例の際、例えば、6月と2月とは4か月を超える間隔があるので、法人に対して、9月と12月の報告を行わないように指導すべきか。	理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、3月に1回以上報告しなければならぬとされているところ、定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないと思われる。当該法人の実績において、6月と2月では、4ヶ月を超える間隔が空いているため、定款違反には当たらないと考えられる。	
R3	5	会計	会計帳簿の電子管理	小規模社会福祉法人向けの経理規程例に、電磁的記録により作成された会計帳簿の保存について規定いただくとともに、その解説を加えていただきたい。	e文書法は、各法律に基づいて保管が義務づけられている文書や帳簿、請求書、領収書などについて、紙媒体だけでなく電子化した文書ファイル(電磁的記録)での保存を認める法律であり、各省庁の主務省令においてその適用範囲を定めており、社会福祉法上の書類について電子保存をしたい場合には「見読性の確保」等が定められている。 電子帳簿保存法に基づいて電子保存をするのであれば、当該法律の規制に基づいて「真実性の確保」や「可視性の確保書類を視認できるか」といった要件を併せてクリアする必要があると考えられる。	「電子計算機を使用し作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)以下、電子帳簿保存法という。」「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)以下、e文書法という。」「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)以下、主務省令という。」
R3	6	会計	私立保育所に対する委託費の経理	決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた委託費収入の30%を超えていた場合、翌年度に前期末支払資金残高を積立資産へ積立てを行うことと指導するのは適切か。	当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行うことが適切である。	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部参事官等通知) 問21
R3	7	経営組織	評議員選任・解任委員会の決議の省略	評議員選任・解任委員会については、社会福祉法に定めがなく、その運営については各法人に任せられており、評議員選任・解任委員会の決議の省略について法人の定款に定められていない場合、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により開催できないときの取扱いについて、どのような指導を行うべきか。	前提として、評議員選任・解任委員会の運営方法については、当該法人が作成する評議員選任・解任委員会に係る運営細則等に基づくものであるため、決議の省略について、評議員選任・解任委員会に係る運営細則等にて規定するよう指導されたい。 また、以下に示す通知に記載されている理事会及び評議員会の運用を踏襲し、テレビ会議等の方法で評議員選任・解任委員会を開催することも可能である。 「テレビ会議等」とは、各理事の音声等が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。	

年度別	問番号	分野	区分	問	答	出典等
R3	8	会計	積立金の積立可能額と私立保育所の委託費に係る積立資産	「当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができる」とされているところ、拠点区分の事業活動計算書(第2号第4様式)で「当期末繰越活動増減差額」がマイナスの状態を積み立てを行う決算処理はできないということではないか。	拠点区分単位で剰余金がない場合は、当該拠点区分での積立はできないことになる。また、委託費の経理処理に当たっては、保育所を運営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになっており、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準に沿って経理処理を行うことが前提となる。よって、今回のケースにおいて、社会福祉法人会計基準で認められていない取扱いが、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)」で認められることはないことに留意いただきたい。	
R3	9	経営組織	理事に含める施設の管理者	子ども・子育て支援制度では、公定価格の改定により保育施設長・管理者の人員費相当額が令和2年度から所長・管理者設置加算としていたものが基本分単価に組み入れられ、その減額調整条件の1つに「常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合」がある。例えば、保育園施設単独で運営している法人において、保育施設長が理事と兼務した場合、施設長の人員費減算対象となるのか。	子ども・子育て支援制度の運用について、施設長が理事を兼ねることのみをもって減算となるものではない旨、内閣府子ども・子育て本部に確認済みである。減算となる場合の例示としては、「大規模法人で通常の勤務時間において理事の職務が大半を占める場合」や、「役員報酬のみで給与支出がない場合」等が挙げられる。まずは、当該法人の実態について確認のうえ、更に疑義が生じる場合は、内閣府に照会されたい。	
R4	1	経営組織	理事長等の専決事項等	指導監査ガイドラインにより、理事長等に委任されていない業務執行の決定については理事会の決議を要するものとされており、定款例第24条で理事長等が専決できる契約の金額及び範囲について、定款細則でその基準を定めている法人が、その範囲を超える契約を行う場合もこれに当てはまるものとする。法人によっては、契約の承認について理事会の議案に据えず、補正予算の議案の中で当該契約に係る説明をしたことにより、当該契約も併せて承認されたものと解釈している場合がある。議事録や補正予算の資料に契約の内容が明記されておらず、予算額のみを計上して客観的に契約内容が確認できない場合において、指導監査ガイドラインに基づき、「理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。」と文書指摘すべきかお伺いしたい。	議事録や補正予算の資料を確認したうえで、契約名や契約金額が記載されておらず、予算額の計上のみ確認できる場合は、理事長等が専決できる範囲を超えた契約について、理事会の決議を受けていないと判断してよいものとする。	
R4	2	—	電子帳簿保存法及びインボイス制度の社会福祉法人への影響	①令和4年1月より施行された電子帳簿保存法は、対象範囲が国税関係帳簿書類であり、主に法人税支払義務がある法人が影響を受けるものと考えているが、法人税支払義務の無い法人が会計帳簿の電子保存を行う場合は、電子帳簿保存法に定める内容に則して保存を行うべきか、又は電子帳簿保存法の内容を参考に法人の自主性にに基づき保存方法を任意に設定させて差し支えないものか。 ②令和5年10月から開始されるインボイス制度について、所轄法人に周知すべき内容はあるか。適格請求書発行事業者の登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができなくなり取引から忌避されるとの説明を各所で見受けるが、民間の商取引に踏み込む内容なので所轄庁から指導すべき内容なのか判断が難しい。例えば、就労支援事業を実施している法人に制度について情報提供をすべきか。	① 電帳法適用対象外法人の帳簿等の保存方法については、法人の任意。 ② インボイス制度に係る影響等について、社会福祉法人に対し何を周知すべきか含め検討中であり、現在のところ、お示しできる内容はない。	
R4	3	経営組織	老朽民間児童社会福祉施設等の整備に係る基本財産の処分承認	「社会福祉法人の認可について(課長通知)(H12.12.1)障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号」(以下、「審査要領」という。)(第2法人の資産)の(5)において、社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないことと規定しているが、当該国庫補助の対象となる施設について、ご教示願いたい。	審査要領第2法人の資産(5)に定めている所轄庁の承認が不要なのは、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合に限るので、保育所等整備交付金において当該補助がない場合には適用されない。	
R5	1	経営組織	理事の特殊関係者(自治会・町内会の役員)について	理事の特殊関係者について、以下条文の「他の同一の団体」に、自治会・町内会を含むか。 社会福祉法施行規則 (理事のうちの各理事と特殊の関係がある者) 第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一～五 (略) 六 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。)(若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)(役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうち占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)) 七 (略)	自治会・町内会も該当します。他の同一の団体については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断を行います。また、法人格の有無を問わないため、権利なき社団もこれに含まれます。 (参考) 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン) 10. 認定法第5条第11号関係<同一の団体の範囲> 認定法第5条第11号の「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断する。	
R5	2	経営組織	評議員全員が理事会に出席することについて	理事及び監事以外の者が理事会に出席する場合について、法令上の規定がないことから、理事から特段の異議がない限り出席できると解している。評議員全員が理事会に出席する場合も同様に、理事から特段の異議がなければ、理事会に出席してよ	原則として理事会の判断になる。	
R5	3	会計	インボイス制度導入による社会福祉法人の経理規程への影響について	以前のブロック会議では現時点でインボイス制度による社会福祉法人への影響について周知できる内容はない、とのことだったが、制度が動き始めた現在、就労支援事業などで販売等している法人は収益があるため、経理規程の変更はどのようにしたらいいか、相談されることがある。経理規程についての影響があるかどうか現時点で示されていないため、監査時に確認をする必要があるか、ある場合はどの部分を確認するのかご教示いただきたい。	①インボイス制度について当課(※厚生労働省)として周知できる内容はQ&Aのみ。 ②経理規程については、売り手の課税事業者はインボイス(適格請求書)を発行する必要があるためインボイスに含める情報を盛り込むことや、買い手の課税事業者は受領したインボイスに必要情報が全て盛り込まれているか(誰が)確認することなどが考えられるが、個々の法人については、顧問税理士等と相談のうえ判断されたい。 ③監査においては、インボイス制度に関する確認事項はこれまで特にお示ししていない。	
R5	4	経営組織	「重要な役割を担う職員」の選定及び解職について	「重要な役割を担う職員」(ここでは施設長を想定している)の選定及び解職が理事会の決議により行われる必要性については、事業の種類(社会福祉事業(第一種、第二種)、公益事業、収益事業)によって違いがあるか。	重要な役割を担う職員についての基準はお示ししていない。法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものである。	
R6	1	経営組織	特別な利害関係の確認について	「議案について特別な利害関係を有する評議員(理事)がいないことを法人が確認していない場合」は文書指摘と指導監査ガイドラインで定めている。上記の趣旨は、「議案の内容にかかわらず確認行為をしていない場合は文書指摘とする」という趣旨が、それとも「議案の内容に応じて確認をすればよく、確認が必要と考えられる議案について確認をしていない場合に文書指摘とする」という趣旨か。	○ 理事会における「特別な利害関係」とは、特定の理事が当該議案について、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定期的に困難と認められる個人的利害関係ないしは法人外の利害関係を意味すると解され(定款の逐条解説 公益財団法人、一般財団法人編 渋谷幸夫著)、特別な利害関係の有無は決議ごとに判断する必要があります。 ○ このため、法人としては次のような方法により特別な利害関係理事の有無を確認することになります。 ① 理事会の場で特別な利害関係理事の有無を確認し、議事録に記載する ② 当該理事会の議案について特別な利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定める ③ 理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別な利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定める ○ 上記方法を法人運営に取り入れてルーティーン化し、記録を残すことで後日の紛争を防止することにつながると考えます。事案によってはな	
R6	2	経営組織	特殊関係の「使用人」の解釈について	社会福祉法施行規則で定める各役員や各理事と特殊の関係がある者のうち「当該〇〇(理事、役員)の使用人」とは、当該〇〇が代表を務める法人等に雇用される者(職員、従業員)も含むか、それとも当該〇〇が代表を務める法人等に雇用される者(職員、従業員)は含まず個人的に雇っている者(秘書、執事など)に限定されるか。	「使用人」は役員が個人的に雇っている者を指すものであり、当該役員が代表を務める法人等に雇用される者は含まれません。	
R6	3	経営組織	役員報酬総額の評議員会での決議について	役員報酬総額の評議員会での決議について、指導監査ガイドラインでは、理事・監事それぞれの総額の決議がされているかについて監査事項で定めているが、定款例によると、「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、…」とあるため、一部法人はこれを理事及び監事の総額の決議が必要と認識して、理事・監事すべての総額の決議を行っている状況である。この定款例のように規定されている法人に対して、理事・監事それぞれの総額の決議が必要か(一括で決議している法人に対して、その内訳を改めて決議するよう指導する必要があるか)についてご教示願いたい。	法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条は理事が報酬の額を定めることによるお手盛りを防止する趣旨であるのに対し、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条第1項は、報酬等の決定を理事ではなく評議員会にさせることを通じて、監事の理事からの独立性を確保することが目的であり、第2項で各監事の報酬は前項の報酬等の範囲内において監事の協議によって定めること、第3項で監事は、評議員会において監事の報酬等について意見を述べることができるとされており、監事の報酬等と理事の報酬等とを一括してその総額を定めることは許されないものとする。	
R6	4	経営組織	評議員の欠員時の対応について	社会福祉法や定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、新しい評議員を選任する必要があるが、指導監査ガイドラインにおいては、理事、監事に関しては、具体的な補充のための検討や手続きが行われていれば、監査において指摘となるものではないとされているが、評議員についても理事、監事同様の取扱いでよいのか。	理事の定数に関する指導監査ガイドラインI4(1)1の着眼点2〇及び3〇、及び監事の定数に関する5(1)1の着眼点2〇及び3〇については、社会福祉法第45条の7に基づき、定款に定めた役員員数が欠けたときに遅滞なく補充がされているかを確認するための着眼点となります。評議員については同条の適用はありませんが、社会福祉法第40条第3項に基づき、評議員の数が定款で定めた理事の員数を超える数であることを確認する必要があります(指導監査ガイドラインI3(1)3)。なお、法第45条の7は、法人から解任を告げられたことによる退任など、任期の満了又は辞任以外の理由で退任する場合において適用されるものであり、任期の満了又は辞任の理由で退任する場合には、法第45条の6第1項により、後任者が就任するまで、退任した役員は役員としての権利義務を有するため、念のため申し添えます。	
R7	1	事業管理	基本財産にしなければならない不動産の判断基準について	基本財産として定款に記載されていなければならないのは、社会福祉施設の用に供する不動産だけなのか、それともそれ以外の社会福祉事業の用に供する不動産も記載しなければならないのか。	指導監査ガイドラインでいう「法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産」は社会福祉施設が対象となります。したがって、社会福祉施設に該当しない事業については、自己所有して居る場合においても、基本財産とする必要はございません。	

年度別	問番号	分野	区分	問	答	出典等
R7	2	経営組織	理事会及び評議員会に議長を置いた場合の議長の議決権について	評議員会及び理事会における議長となった者の議決権の有無や行使について、定款に特段規定されていない場合は、会の流れの中で議長として選出されたとしても、評議員または理事としての議決権を有し、議決に加わることができる人数に含まれ、他の評議員または理事と同様に議決権を行使できる、と解釈して差し支えないか。	<p>○ 社会福祉法において議長に関する規定は設けられていませんが、議長を置くことを禁止しているものではないことから、2重の議決権を有する結果とならないよう、議長の議決権は可否同数の時の決定権として行使される旨を留意の上で法人定款に規定しても差し支えない旨を事務連絡(Q&amp;A)問11でお示ししており、議長を置く場合には、議決権の取扱いを含めて各法人の定款、定款細則等に明確に定める必要があるものと考えます。</p> <p>○ また、定款、細則等に議長を置くことのみ規定されている場合の議長の議決権については、次のとおりと考えます。</p> <p>・普通議決においては、議長が2重の投票権を有する不都合な事態を招かないために、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、可否同数の時より前の議決はできないことに留意が必要で、議長は(可否同数の場合に限られているもの)評議員又は理事としての議決権を有しており、法第45条の9第6項に従えば、「評議員会の出席者数」の分母に含まれるものと考えます。一方で、議長の議決権の行使を制限している定款に従えば、最初の決議において議長は決議に参加できないことから、決議の過半数の分母にはカウントされないものと考えます。</p> <p>・特別議決においては、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないことから、可否同数の時の決定権としての行使はできないため、議長が議決に加わり、議決権を</p>	